

一般生入試合格者入学手続きについて

一般生入試の入学手続きは、

全納 2月16日(月)から 2月27日(金) 15:00まで

分納 第1回 2月16日(月)から 2月27日(金) 15:00まで

第2回 3月1日(日)から 3月13日(金) 12:00まで

①「入学金決済サイト」から入学金納入

②「入学手続きサイト」から入学の諸手続き入力

【入力項目】●入学者情報 ●保護者情報 ●芸術選択希望調査 ●武道選択希望調査

※入学手続きには期間内に①②の両方の完了が必要になります。

(1) 納入金額について

全納/分納	回	納入金額	納入期間
全納		110,000円 入学金と施設設備費	2月16日(月) ～ <u>2月27日(金)15:00</u>
分納	第1回	35,000円 入学金半額	2月16日(月) ～ <u>2月27日(金)15:00</u>
	第2回	75,000円 入学金残額と施設設備費	3月1日(日) ～ <u>3月13日(金)12:00</u>

納入についての注意事項

①納入する場合はミライコンパスの「入学金決済サイト」から入学金決済を行ってください。

URL : <https://mirai-compass.net/ent/tkukmssh/common/login.jsf>



②入学金納入後は必ずミライコンパスの「入学手続きサイト」から入学手続きを行ってください。

URL : <https://mirai-compass.jp/admissionProc/tkukmssh/login.jsf>



- ・期日までに「入学金納入」および「入学手続き」が完了しない場合は、入学ができません。
- ・納入された納入金は理由のいかんを問わず返金しません。

(2) 誓約書について

提出書類	期日	提出先・方法
入学意思確認書 ※P.7を印刷して記入	3月13日(金)12:00	入試事務室へ持参する または郵送(消印有効)
入学にあたっての誓約書・同意書 ※P.6を印刷して記入	3月15日(日)合格者登校日	合格者登校日に持参する

※送付先住所：〒862-0970 熊本市東区渡鹿9丁目1-1 東海大学付属熊本星翔高等学校 入試事務室

※P.2の「合格者登校日・入学式について」を確認し、当日忘れ物がないよう準備しておいてください。

合格者登校日・入学式について

合格者登校日は必ず本人・保護者同伴で出席してください。保護者が病気などやむを得ず出席できない場合には、必ず代理人を出席させてください。

※登校日に無断欠席した場合は、入学の意思がないものと判断します。

(1) 合格者登校日

日時：2026年3月15日(日) 10:00

場所：本校体育館(松前記念総合体育館)

日程：10:00 入学説明会

学則・成績規定・校則・校納金の手続き・春休みの過ごし方等についての説明を行います。

11:00 物品販売・入寮説明会等

〈受付への提出物〉

①入学にあたっての誓約書・同意書 (P.6を印刷して記入)

②奨学金関係の書類 (中学校からの予約奨学生のみ)

※入寮を希望される方は、定員に達した場合、入寮できないことがあります。事前に入試事務室までお問い合わせください。(連絡先：096-382-1146(代表))

〈その他〉

①受付は受験番号で行いますので、受験票をご持参ください。

②必ず保護者同伴で受付をしてください。

③服装は中学校の制服をお願いします。

④上履き・くつ袋を持って来てください。

⑤当日、物品販売がありますので、一般生入試合格者向け書類についての「入学時における教科書・制服各種購入品のご案内」をダウンロードしてご持参ください。

(2) 入学式

新入生集合日時：2026年4月7日(火) 8:30

場所：教室 ※当日は生徒玄関から入り、クラスを確認後、各教室へ入ります。

入学式日時：4月7日(火) 10:00

場所：本校体育館(松前記念総合体育館)

〔保護者の方へ〕

○入学式当日は、校内駐車場の台数に限りがあるため、原則として公共交通機関のご利用をお願いいたします。やむを得ずお車で来校される場合は、係員の指示に従い、校内指定場所に駐車してください。

なお、満車の場合には入構をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

近隣コンビニエンスストア、スーパーマーケット等への無断駐車は、固くお断りいたします。

○各自スリッパ・くつ袋をご持参ください。

学則（入学にあたっての誓約書・同意書について）

以下の学則および個人情報保護方針をご理解いただいた後、「入学にあたっての誓約書・同意書」に署名・捺印をお願いします。この誓約書は入学者全員にご提出をお願いしています。保護者の欄も漏れなくご記入をお願いいたします。なお、校則その他の規則については、合格者登校日の時に説明をいたします。

提出日：2026年3月15日(日) 合格者登校日受付時

東海大学附属熊本星翔高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、東海大学創立者の建学の理念に基づいた学園の一貫教育を実践し、生徒一人ひとりの人格を尊重した全人的な教育で、幅広い視野に立って自ら問題を発見し解決する能力を備え、感性豊かで個性に富んだ人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東海大学附属熊本星翔高等学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、熊本市東区渡鹿9丁目1番1号に置く。

(課程)

第4条 本校には、全日制課程のうち普通科を置く。

(生徒)

第5条 本校は、男女共学とする。

(就業年限)

第6条 本校の修業年限は、3か年とする。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は次の3学期に分けるものとする。

- 1学期 4月1日から7月31日まで
- 2学期 8月1日から12月31日まで
- 3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
 - (3) 建学記念日（11月1日）
 - (4) 夏期休業（7月20日から9月10日までの間において、校長の定める期間）
 - (5) 冬期休業（12月20日から翌年1月10日までの間において、校長の定める期間）
 - (6) 春期休業（3月21日から4月10日までの間において、校長の定める期間）
 - (7) 臨時休業 その他校長が必要と認めた臨時の休業日
- 2 教育上特に必要があるときは、休業日に学校行事、又は授業を行うことがある。
- 3 自然災害、その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上、特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。
- 4 校長が必要と認めた場合は、第1項第4号、第5号、第6号の休業日を伸縮することができる。

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程)

第10条 本校の教育課程及び毎週授業時数は、別表1によるものとする。ただし、必要があるときは、授業時数を変更し、臨時に授業を実施することがある。

第11条 教科課程の選択及び教科の履修に関しては、高等学校学習指導要領の基準に基づいて、校長が別に定める。

第4章 生徒定員及び職員組織

(定員)

第12条 本校の生徒定員は、1,200名とする。

(教職員)

第13条 本校には、次の教職員を置く。

校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、司書教諭、講師、事務職、事務職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、その他の職員

- 2 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。
- 3 副校長・教頭は、校長を助け、校務を掌る。
- 4 教職員の校務分掌は、校長が定める。

第5章 入学・休学・転学・退学及び留学

(入学)

第14条 入学は、本校において実施する選抜考査に基づき、校長がこれを許可する。

第15条 第1学年の入学は、毎学年初めとする。

第16条 本校の第1学年に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する要件を満たし、本校の入学試験に合格した者とする。

- (1) 中学校又は、これに準ずる学校の卒業者
- (2) 監督庁の定めるところにより、中学校卒業と同等以上の学力があると認定された者

第17条 本校の第1学年の途中、または第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第18条 本校への入学を志願する者は、所定の手続きによって願い出るものとする。

第19条 入学を許可された者は、指定の期日までに保護者連署の誓約書・同意書及びその他所定の書類に入学金を添えて、提出しなければならない。

(変更の届出)

第20条 生徒や保護者が転居、氏名変更等の場合は、ただちに届け出なければならない。

(休学)

第21条 生徒が病気その他止むを得ない事由により、休学を保護者と連署のうえて願い出た場合には、当該年度に限りこれを許可することがある。休学の期間を延長しようと

するときは、改めて校長の許可を得なければならない。

第22条 休学中の者が復学を願い出た場合は、原学年にこれを許可することができる。

(転学及び退学)

第23条 生徒が転学若しくは退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、必要書類を添え願ひ出て、校長の許可を得なければならない。

(転入学)

第24条 他の高等学校から本校に転学を願い出た者については、別に定める規定によって、校長の許可を得なければならない。

(留学)

第25条 外国の高等学校に留学しようとする者は、所定の留学願を校長に提出し、許可を得なければならない。

2 校長は、教育上有益であると認められるときは、留学を許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学を許可された者について、外国の高等学校における履修を、本校における履修とみなし、33単位をこえない範囲で単位を修得したものとして認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した者については、留学の終了した時点において、学年の途中においても、各学年の課程の終了または卒業を認定することができる。

(出席停止)

第26条 校長は、学校保健法施行規則第18条に定める感染症にかかり又はそのおそれのある生徒に対して、同規則第19条の定める期間、出席停止を命ずることができる。

第6章 成績評価・課程の終了及び卒業

(学習評価)

第27条 成績評価及び単位の認定については、高等学校学習指導要領に基づいて、校長が別にこれを定める。

(原級留置)

第28条 生徒のうちで、当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは、原学年に留め置くことがある。

(卒業)

第29条 卒業の認定は、所定の単位を履修した者について、校長が行う。

第30条 本校規定の全課程を終了し、卒業の認定を受けた者に卒業証書を授与する。

第7章 入学検定料・入学金及び授業料その他所定の学費

第31条 本校に入学を志願する者は、別に定める検定料(別表2)を納入しなければならない。

第32条 本校に入学を許可された者は、別に定める入学金及び施設費(別表2)を納入しなければならない。

第33条 授業料その他所定の学費の月額(別表2)は、特に定める場合を除き、毎月26日までに納入しなければならない。

第34条 生徒は、出席の有無に関係なく、授業料その他所

定の学費を納入しなければならない。

第35条 授業料その他所定の学費を分納しようとする者は、事由を記して保護者と連署のうえで願ひ出ることができる。

第36条 休学及び留学を許可された者の学費は、当該期間の授業料の半額とする。当該期間とは、始期の属する月の翼月(始期がその月の1日の場合はその月)から、復学した日の属する前月までとする。

第37条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料その他の学費を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、校長は退学を命じることがある。

2 退学を命じられた者の未納の学費は、保護者が直ちに納めなければならない。

3 学年の終了時において、学費が完納されていない場合は、進級及び卒業認定は行わない。

第38条 既納の納入金は、いかなる理由があっても、返還しない。

第8章 賞罰

(表彰)

第39条 人物及び学業が優秀で他の模範になると認められる生徒には、表彰することができる。

2 表彰に関する規定は、別に定める。

第40条 教育上必要があると認めるときは、校長は生徒に懲戒を行うことができる。

2 懲戒の種類は、訓戒、停学及び退学とする。

第41条 次の各号の一に該当するときは、校長は退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(細則)

第42条 生徒心得その他、学則の施行に必要な細則は別にこれを定める。

付 則

この学則は2023年4月1日から施行する。

様式 略

別表1 教育課程表 略

別表2

種別	科	
	普通科	
入学検定料	10,000円	
入学金	70,000円	
施設費	40,000円	
校納金 (授業料・生徒会費等)	月額 46,600円	

東海大学付属熊本星翔高等学校 個人情報保護方針

東海大学付属熊本星翔高等学校（以下「本校」という）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護方針を策定し、以下の事項を遵守し、個人情報保護への取り組みを実施、継続してまいります。

1. 個人情報の収集、利用及び提供

本校は、収集目的を明確にした上で、目的の範囲内に限り、適法かつ公正な手段を用いて個人情報を収集します。また、個人情報の利用・提供は、その収集目的から逸脱しない範囲とします。

2. 個人情報の管理と保護

本校は、適切かつ厳重に個人情報を管理します。原則として、本人の同意^{※1}を得た場合を除き、第三者への個人情報の開示・提供は行いません。また、個人情報に関する不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、安全対策を実施し、その維持・改善を行います。

※1 本校では、生徒の法定代理人（保護者等）の同意を持って「本人の同意」とさせて頂く場合があります。

3. 個人情報に関するお問い合わせへの対応

本校が保有する個人情報に関する各種お問い合わせ（開示・訂正・削除の請求及び苦情・相談）に対しては、合理的な範囲で適切かつ迅速に対応します。また、そのために必要な体制の整備に努めます。

4. 法令遵守

本校は、本校が保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守します。

5. 継続的改善

本校では、個人情報保護に関する管理の体制と仕組みについて継続的改善を実施します。

入学にあたっての誓約書・同意書

東海大学付属熊本星翔高等学校
校長 田中義浩様

私は、入学に際し、本人・保護者連署の上、下記について誓約・同意いたします。

記

1. 私は、貴校の「建学の精神」に則り、学則及び諸規則等を堅く守り、心身を鍛え、学習に励み、充実した学校生活を送ります。
2. 私は、貴校の「個人情報保護方針」について充分理解し、「個人情報の第三者提供について」同意いたします。

2026年 月 日

受験番号	F	
ふりがな		年 月 日生
生徒氏名		
住所	(〒 -) TEL ()	

1. 私は、上記の者の、在学中における学費及び、その他の一切の責任を負います。
2. 私は、貴校の「個人情報保護方針」について充分理解し、「個人情報の第三者提供について」同意いたします。

2026年 月 日

保護者	(独立の生計を営む親権者、後見人等)		
ふりがな		本人との続柄	
氏名			Ⓜ
住所	(〒 -) TEL ()		

3月15日(日)の合格者登校日受付時に提出して下さい。

入学意思確認書

東海大学附属熊本星翔高等学校
校長 田中義浩様

このたび、2026年度 東海大学附属熊本星翔高等学校入学試験において
合格通知を受け取りました。

つきましては、私は東海大学附属熊本星翔高等学校に入学します。

2026年 月 日

受験番号	F		
ふりがな			年 月 日生
生徒氏名			
住 所	(〒 -)		
ふりがな			本人との続柄
保護者氏名		印	
住 所	(〒 -)	TEL	()

※2026年3月13日（金）12時までに入試事務室へ持参する、または郵送
（消印有効）して下さい。

〒862-0970

熊本県熊本市東区渡鹿9丁目1-1

東海大学附属熊本星翔高等学校 入試事務室宛